

「新エネルギー等率先導入推進事業」を活用した北海道栽培漁業伊達センター
LED照明導入事業設計・施工一括発注方式公募型プロポーザル実施要領

(目的)

第1 この要領は、「新エネルギー等率先導入推進事業」を活用した北海道栽培漁業伊達センターLED照明導入事業設計・施工一括発注方式公募型プロポーザル実施要綱（以下、「要綱」という。）第17の規定に基づき、当該要綱の実施に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(プロポーザル参加希望者の公募)

第2 水産林務部水産局水産振興課長（以下、「課長」という。）は、要綱第4に規定するプロポーザル参加希望者の公募に当たり、次の各号に掲げる事項を公示し、プロポーザル説明書（以下、「説明書」という。）を配付するものとする。

- (1) 事業の概要に関する事項
- (2) 事業を設計・施工一括で発注すること
- (3) 要綱第5に規定する参加資格の要件に関する事項
- (4) 要綱第11第1項に規定する企画提案書及びヒアリングの内容に関する評価基準
- (5) 説明書の交付期間及び交付場所
- (6) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法
- (7) 企画提案に関する説明会の開催日時及び開催場所
- (8) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法
- (9) その他必要と認める事項

(プロポーザルの参加申請)

第3 要綱第6第1項に規定する参加表明書は、別記第1号様式のとおりとする。

2 プロポーザルに参加しようとする者は、前項で定める参加表明書に次の書類を添えて、課長に提出しなければならない。

- (1) コンソーシアム協定書の写し
- (2) コンソーシアムの全構成員に係る次の書類
 - ア 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に規定する会社については、商業登記簿謄本
 - イ 前号以外の法人については、法人の登記簿謄本
 - ウ 個人については、身分証明書の写し
 - エ 納税証明書

(非参加要請理由の請求)

第4 要綱第8第2項において非参加要請者が課長に参加要請されなかった理由を求めるときは、別記第2号様式によるものとする。

(企画提案書の提出要請)

第5 要綱第9第1項に規定する企画提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとする。

- (1) 業務の実施方針、手法及び提案
- (2) 各審査基準に対応する事項
- (3) 企画提案の内容
- (4) その他必要と認める事項

2 要綱第11第1項に規定する企画提案書及びヒアリングの内容に関する審査基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 業務担当者の経験及び能力
- (2) 業務の実施方針及び手法
- (3) 企画提案の内容
- (4) その他必要と認める事項

(最終審査結果の公表の請求等)

第6 要綱第11第4項において非特定者が課長に当該事業者の最終審査の結果について公表を求めるときは、別記第3号様式によるものとする。

2 課長は、要綱第11第2項で随意契約の相手方とされた特定者と契約を締結した後、当該企画提案書を契約期間が終了するまで閲覧に供するものとする。

(企画提案書の提出者が多数の場合の受託者の特定)

第7 要綱第12第1項において企画提案書の提出が多数ある場合とは、10を超える企画提案書の提出がある場合とする。

(補則)

第8 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和元年5月7日から施行する。